

# 麦っ子だより

学校だより  
4月号

川崎市立新作小学校  
2024. 4. 10

ご挨拶

校長 栗田 嘉也

本年度も児童の人権を尊重しながら社会的な自立を目指した学校教育を進めてまいります。人権の尊重について、第一は迅速ないじめ対応です。偏見や差別によるいじめだけでなく、様々なハラスメントに対して、被害を受けた側に立ち、「いじめを絶対にストップさせる」ことに全力を注ぎます。時間が経過した後の事実を正確に調査することに、正直困難を感じています。児童の記憶も曖昧で、なかには事実と食い違っているケースがないとも言えません。私たちは専門家ではないので誘導的な聞き取りになる懸念もあります。授業を中断して聞き取りに多大な時間を割くことが学習の保障の観点から必ずしも適切とは言えない場合もあります。真相の詳細な究明がどうしても必要な場合には外部機関と連携します。併せて、SNSによるいじめについては学校に調査の権限がない部分もありますので直ちに警察署等と連携します。いじめを受けた子の気持ちに寄り添い、今後同様なことが無いように指導して行くことは学校の責任です。いじめの懸念や、お子さんからいじめの訴えがあった場合はすぐに学校にご連絡ください。一刻も早くいじめをストップさせます。早い段階であれば真相もある程度正確に把握して双方の保護者の方にお伝えすることができます。組織的に解決に動きますので、授業中も構いませんので、私か教頭、支援教育コーディネーターの黒瀬教諭迄ご連絡ください。朝のミマモルメの欠席のお知らせも共有しています。

学校は児童の社会的な自立に向けて指導支援してまいります。成長に必要な場面で、時には高い課題を課したり、忍耐を求めたり、改善に向けて指導したりすることもあります。子どもは自分の思いだけでなく時には不便や我慢や頑張りがあってこそ成長するのではないのでしょうか。本人以外の児童の学習の維持のために授業妨害などを制止することもあります。但し、子どもたちのためとはいえ、不適切な指導にならないように学校全体で確認して進めます。学校や担任へのご意見も校長又は教頭まで直接お伝え願います。児童・保護者・職員の人権を考慮して、安全面を含む児童の社会的な自立の観点から回答してまいります。

加えて、本年度は監修者として大学教授に本校の支援教育及び教育全般の指導助言もお願いしました。(田園調布学園大学人間福祉学部 新井雅明教授) 必要な場面でアドバイスを受けながら判断してまいります。

ご協力賜りますようお願い申し上げます。

## PTA 会費について

PTA 会費として、1 家庭につき、月 200 円を徴収させていただきます。5 月と 10 月に教材費等とともに、200 円×6 か月分=1,200 円を JA セレサ川崎の口座より引き落とします。引き落とし日は学年だより等でお知らせします。

月	火	水	木	金
1	2	3	4 新年度準備 (新6年)	5 着任式 始業式 入学式
8 B時程 4時間 書類配付日	9 B時程 4時間 朝会 書類提出日 5, 6年計測	10 B時程 4時間 3, 4年計測 6年視力	11 B時程 4時間 4~6年川崎市学習状況調査 3-1,3-2 視力	12 給食開始 なのはな計測 3-3 視力
15 ◎ 避難訓練 3,4年内科検診 5-1,5-2 視力	16 委員会 航空写真撮影	17 B時程 3-1,3-2 聴力 5-3,5-4 視力 なのはな級懇談会	18 ◎ 6年全国学力学習状況調査 3-3,2-1 聴力 4-1,4-2 視力 制帽等販売日	19 代表委員会 2-2,2-3 聴力 4-3 視力 航空写真 (予備日)
22 尿検査容器配付 2-1,2-2 視力 5-1,5-2 聴力 2, 5年授業参観・懇談会	23 尿検査提出 クラブ 2-3 視力	24 B時程 5-3,5-4 聴力	25 ◎ 1-1,1-2 聴力 1, 4年授業参観・懇談会 教育相談日	26 1-3,なのはな聴力 3, 6年授業参観・懇談会
29 昭和の日	30 1年生を迎える会			

なお、詳しい予定は、各学年の「学年だより」をご覧ください。  
また、今月より定期健康診断が行われます。日程等の詳細は、ほけんだよりや学年だよりでご確認ください。

## 授業参観・学年学級懇談会のお知らせ

下記の日程で学年懇談会を行います。詳細は、別紙配付するお便りをご確認ください。

2・5年 4月22日(月) 授業参観 13:30～ 懇談会 14:40～  
1・4年 4月25日(木) 授業参観 13:30～ 懇談会 14:40～  
3・6年 4月26日(金) 授業参観 13:30～ 懇談会 14:40～  
なのはな級 4月17日(水) 懇談会 14:30～ (懇談会のみ)

## PTA 会費の収納等にかかわる委任

「PTA 会費の収納」「PTA 口座の入金」の処理を教職員が行う場合、その業務を校務として位置付けるためには、PTA 代表者 (PTA 会長) から委任を受ける必要があります。本校では P T A 会長より委任を受けて行っております。ご理解よろしく申し上げます。